

# NASVA(ナスバ)の 被害者援護業務について (介護料関係)

独立行政法人 自動車事故対策機構

National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid



## 在宅介護の支援(介護料の支給等)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害\*1を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給。

### \*1 重度の後遺障害とは

自動車損害賠償保障法施行令別表第一又は別表第二に掲げる後遺障害の第一級～第三級に相当する後遺障害をいいます。このうち、介護料の支給対象となるのは、別表第一にある常に介護を要するもの、随時介護を要するものになります。

(自動車損害賠償保障法施行令 別表第一)

等級	介護を要する後遺障害
第一級	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第二級	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの





# 在宅介護の支援

## ○ 介護料支給額

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で支給します。下限額に満たない場合には一律下限額を支給します。 平成31年4月～

支給対象者		支給額
特Ⅰ種(最重度)	Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する方	82,810円～209,430円
Ⅰ種(常時要介護)	自賠法施行令別表第一第1級1号又は2号	70,790円～165,150円
Ⅱ種(随時要介護)	自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号	35,400円～ 82,580円

注)「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです

### ■ 特Ⅰ種受給資格の要件

脳損傷の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自力移動が不可能である。</li> <li>ロ 自力摂食が不可能である。</li> <li>ハ 尿尿失禁状態にある。</li> <li>ニ 眼球はかろうじて物を追うこともできるが、認識はできない。</li> <li>ホ 声を出しても、意味のある発言はまったく不可能である。</li> <li>ヘ 目を開け、手を握れという簡単な指示にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である。</li> </ul>
脊髄損傷の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自力移動が不可能である。</li> <li>ロ 自力摂食が不可能である。</li> <li>ハ 尿尿失禁状態にある。</li> </ul>

### 【介護料支給制限】

#### ①支給対象者とならない場合。

- ・NASVA(ナスバ)療護センター等へ入院したとき
- ・他の法令に基づく施設に入所したとき
- ・介護保険法、労災保険法など他の法令に基づく介護料相当の給付を受けたとき 等

#### ②支給が停止される場合。(所得制限)

- ・主たる生計維持者の合計所得金額が年間1,000万円を超えたとき

## ○ 短期入院費用助成

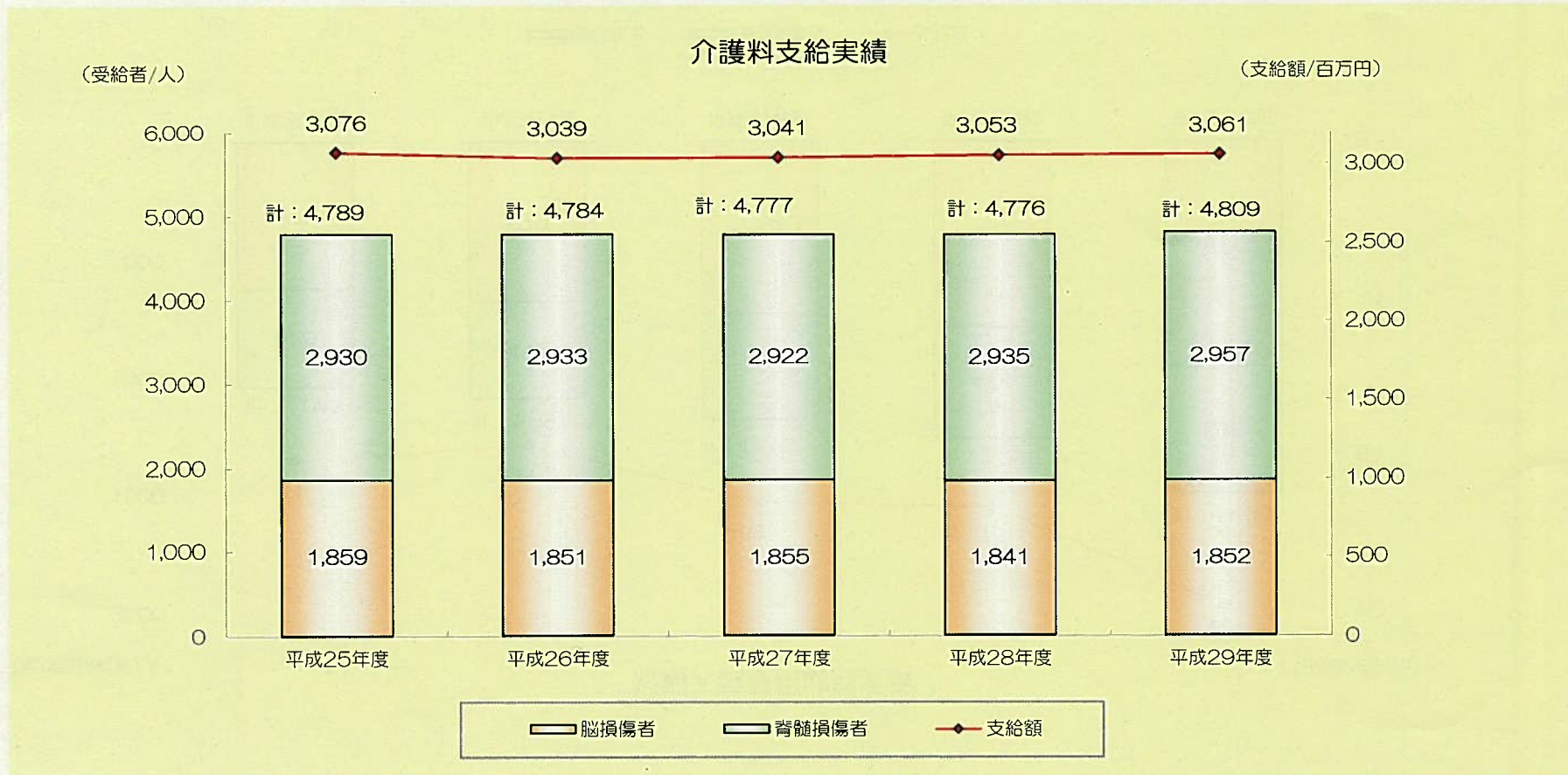
介護料受給資格者が治療等を受けるため病院・施設に短期間の入院・入所をした場合に、介護料とは別枠で支給する。年間45万円以内(年間45日以内)の範囲内で支給。

### 【対象となる費用】

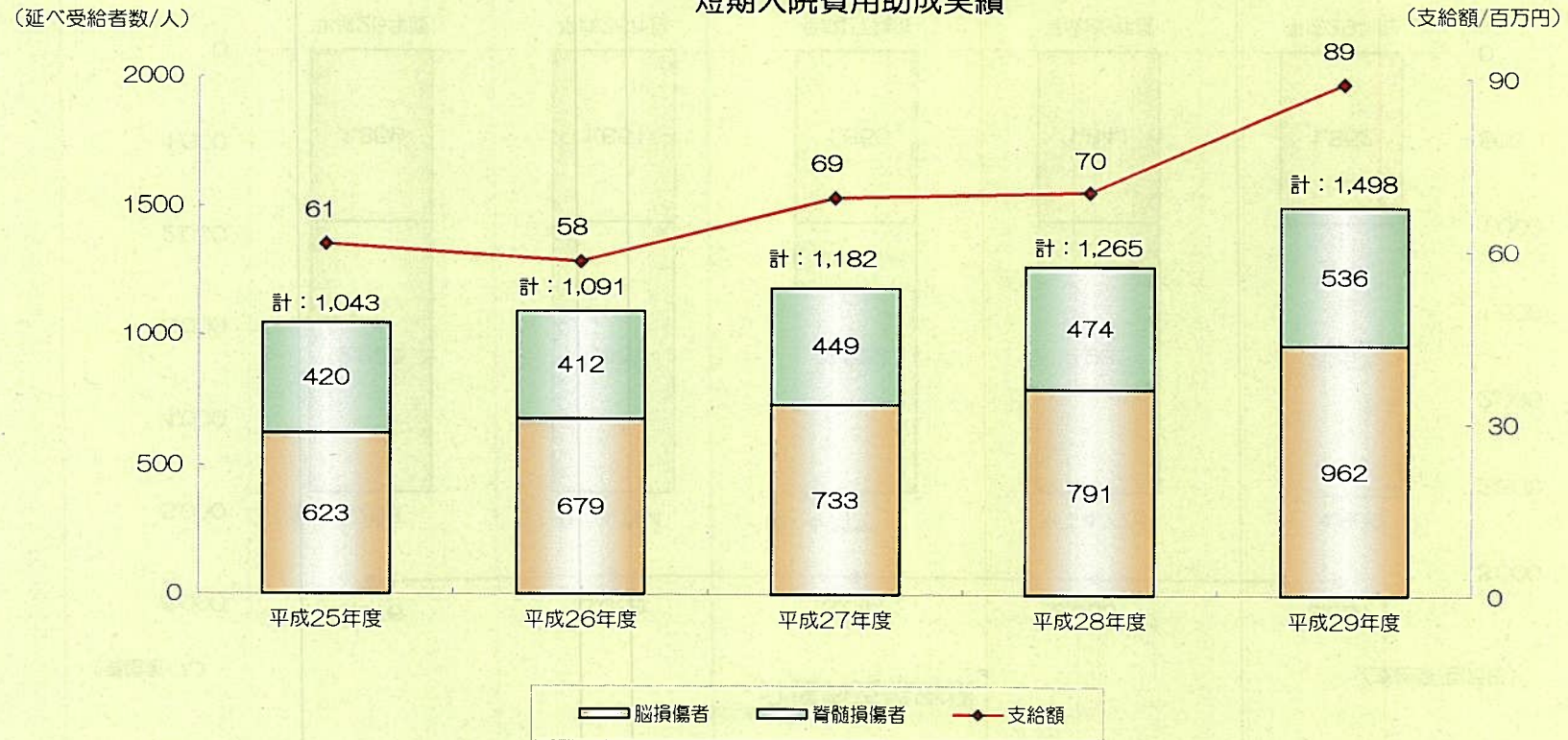
- ①入退院・入退所時における患者移送費として自己負担した額
- ②室料差額及び食事負担金として自己負担した額(1日1万円を上限。※治療費の自己負担分は対象外。)
- ③短期入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額



# 在宅介護の支援



## 短期入院費用助成実績





## 在宅介護の支援

### ○ 訪問支援の実施

精神的支援のため、直接自宅を訪問して、介護に関する相談や情報提供を実施。



#### 訪問先の声

「いろいろ話すことができ  
て気持ちが楽になっ  
た。」、「同じような立場  
の人と情報交換したい。紹  
介して欲しい。」等

### ○ 介護料受給者等の交流会の実施

同じ境遇にある各家庭の介護者等が介護における悩みを共有し、互いに情報交換をしていただくように交流会を実施。



短期入院協力病院での交流会では、医師等から日常の介護に必要な知見の教授や、病院施設の見学により短期入院への精神的な垣根を取り払う効果が見られる。